

施設に入園していない在宅児童なども含みます。

1 保育料（利用料）の無償化

今まで利用料が助成されていなかった認可外保育施設なども、下記のように無償化されます。
無償化の対象となるには、町から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）（P3の右上部を参照）を受ける必要があります。

原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が町に対して手続きをします。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	施設が定めた 利用料の負担 （全額負担）	合計37,000円／月 まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども 住民税非課税世帯		合計42,000円／月 まで無償

▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。また、これらが無償化の対象施設として市町村の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

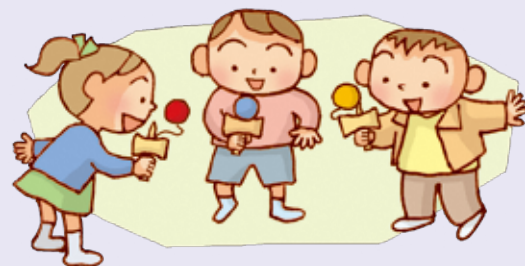
2 給付（償還払い）の受け方

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が町に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）を受けます。償還払いのイメージは、P5「償還払いの手続き方法（イメージ）」を参考にしてください。

複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

お問い合わせ先

壬生町 こども未来課 保育係
☎0282-81-1831



幼児教育・ 保育の無償化 のご案内



幼児教育・保育の無償化 —実施の背景—

2019年5月17日に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

このパンフレットでは、幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化による変更点や、無償化の対象となるために必要な手続きの確認などにお役立てください。

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校就学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。

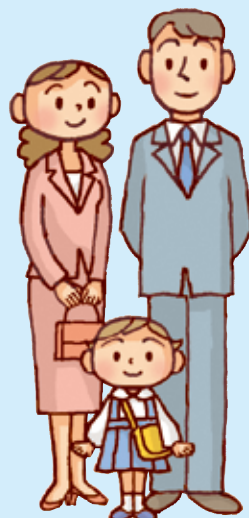
また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

1 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	保育園（認可施設）、 認定こども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	利用不可
	認定こども園（教育利用）	無償		—	—	—
	認定こども園（教育利用）の 預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外			
	幼稚園	25,700円/月まで無償				
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外			
	認可外保育施設、 ベビーシッター、病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償	無償化の対象外	

- 3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、2019年10月から無償化されます。保育園や幼稚園などに在園している場合は、併用している場合に両方とも無償となります。
- 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（教育利用）または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の上限額は16,300円/月）



2 給付認定について

すでに保育園や認定こども園、幼稚園（新制度）を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。（名称が支給認定から給付認定へ変わります）

幼稚園（新制度未移行）を利用している人、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。**詳しくは、**壬生町こども未来課までお問い合わせください。**

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（教育利用）など
現2号	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

※表中の現○号、新○号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育
新3号	0～2歳児クラス かつ 住民税非課税世帯（満3歳児クラス）	あり	●認可外保育施設など

3 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者のいずれもが就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

※保護者…父母及び65歳未満の同居の祖父母も含む。

【保育の必要性の事由】

- ① 就労：毎月64時間以上の労働をすることを常態としていること。
- ② 出産：母親の出産予定日の6週間前から出産日の8週間後まで。
- ③ 疾病・障がい：疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 親族の介護：同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。
- ⑤ 災害復旧：保護者が震災、風水害、火災の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。
- ⑥ 求職中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。※求職活動の期間延長はできません。
- ⑦ 就学：学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。
- ⑧ 育児休業中の継続入園：育児休業取得時に、すでに施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑨ 上記①～⑧と同様の状態と認められる場合。

Q & A

Q1 どちらかが働いていれば認められますか？

A1 児童の父母ともに認定事由が必要です。

Q2 一度認められれば卒園まで継続しますか？

A2 毎年保育の必要性を確認します。また、有効期限は認定事由の必要な範囲となります。

Q3 来年から働く予定ですがどうすればよいですか？

A3 無償化開始時点で対象とならない場合でも、今後必要になれば認定の申請ができます。



保育園及び認定こども園の保育認定（現2・3号）を利用されている人

これらのサービスを受けるには、保育の必要性があり、現2・3号認定（P3）が必要です。

1 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されるため、町または施設への支払いがなくなります。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現 在	2019年10月～
3～5歳児クラス	町が設定する所得に応じた保育料	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合		
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合		無償化対象外



- 多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

2 給食費の支払い方

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、今後は保育園などにお支払いいただくことになります。

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス	
	現在	2019年10月～	現在	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	副食費は 保育料として 保護者負担	給食費として 保護者負担		保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）				

- 給食費の額は施設から示され、施設に対して支払います。
 - 年収360万円未満*世帯及び第3子以降は、副食費の支払いが免除されます。
- ※実際には町民税所得割額で算出します。



認定こども園を教育利用（現1号）されている人

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（町内だと、たちばな幼稚園）を含みます。これらのサービスを受けるには、現1号認定（P3）が必要です。

1 保育料の無償化

無償化により満3～5歳児クラスの保育料が無償となり、施設への支払いがなくなります。なお、預かり保育料（下記2を除く）、給食費（下記3を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	現 在	2019年10月～
満3～5歳児クラス	町が設定する所得に応じた保育料	無償

※満3歳児クラス…3歳の誕生日以降3歳児クラスより前に入園すること。プレ保育とは異なります。

2 預かり保育料の無償化

町から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について11,300円／月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円／月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は450円×利用日数です）

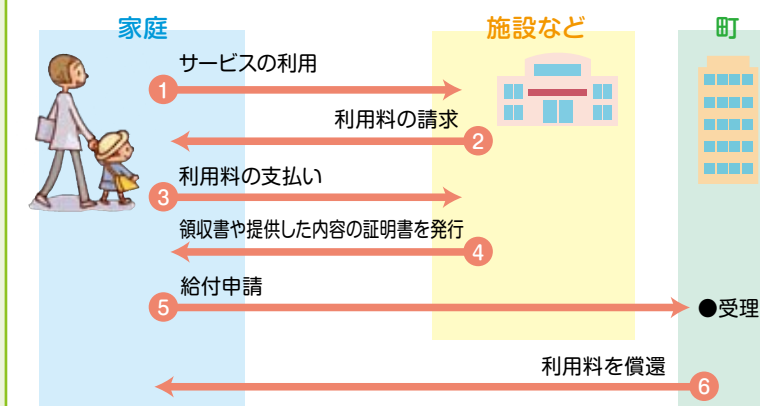
▶対象になるには

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※は16,300円／月）です。

■償還払いの手続き方法（イメージ）



【無償化給付の受け方】 償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）

3 給食費の支払い方

これまでどおり認定こども園にお支払いいただきます。

	現 在	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担	
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保護者負担	保護者負担*

*年収360万円未満*1世帯及び第3子以降*2は副食費の支払いが免除されます。

※1 実際には町民税所得割額で算出します。

※2 小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから数えて3人目以降。

認定こども園や子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は、前ページをご覧ください。

※町内には、該当園はありません。

1 保育料の無償化

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円／月まで無償になります。預かり保育料（右記③を除く）、給食費（右記④を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢・認定	現在	2019年10月～
満3～5歳児クラス 新1号認定	園が定めた入園料・保育料を支払い、私立幼稚園等就園奨励費制度により6,000円～308,000円／年の支給	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定		11,300円／月を上限に預かり保育料の無償化
満3歳児クラス 新3号認定		16,300円／月を上限に預かり保育料の無償化

※原則として現物給付（町が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）場合があります。

2 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、保護者全員が新1～3号認定（施設等利用給付認定・P3の右上部も参照）のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人 （下記新2・3号認定の対象にならない場合を含む）	新1号認定
3（年少）～5（年長）歳児クラスで保育の必要性がある人 （預かり保育の無償化を希望する人）	新2号認定
満3歳児クラス（3歳の誕生日から最初の3月31日まで）で 保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人（預かり保育の無償化を希望する人）	新3号認定

※満3歳児クラスはプレ保育とは異なります。すべての幼稚園が実施しているものではありません。



3 預かり保育料の無償化

町から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について11,300円／月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円／月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は450円×利用日数です）

▶対象になるには

左記のとおり、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※は16,300円／月）です。

【無償化給付の受け方】 償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）
償還払いのイメージは、P5「償還払いの手続き方法（イメージ）」を参考にしてください。

4 給食費の支払い方

これまでどおり幼稚園にお支払いいただきます。

	現在	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担	
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保護者負担	保護者負担*

*年収360万円未満*1世帯及び第3子以降*2は副食費が無償になります。（施設によっては、償還払いの申請手続きが必要となります。）

※1 実際には町民税所得割額で算出します。

※2 小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから数えて3人目以降。

■幼稚園の保育料無償化のイメージ（月額）

